

第9期 白石町分別収集計画

令和元年7月

佐賀県杵島郡白石町 

目 次

	ページ
1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 対象品目	2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み （法第8条第2項第1号）	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 （法第8条第2項第2号）	2
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包 装廃棄物の収集に係る分別の区分 （法第8条第2項第3号）	3
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ご との量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省 令で定める物の量の見込み （法第8条第2項第4号）	4
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ご との量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省 令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 （法第8条第2項第5号）	6
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 （法第8条第2項第6号）	7
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	8
《基礎資料》	

白石町分別収集計画

令和元年 6 月 25 日

1 計画策定の意義

利便性を重視した生活をするため、使い勝手がよいものの多くがプラスチックで作られ、消費し捨てられている。しかし、プラスチックごみが問題となっている今日、利便性を重視したライフスタイルを改めて将来を見据えた社会づくりを考えていくことが求められる。

本町では、現在、一般廃棄物の最終処理は佐賀県西部広域環境組合が策定したごみ処理広域化基本計画に基づき、さが西部クリーンセンターで行っており、本町の基本理念「人と大地がうるおい輝く豊穣のまち」づくりを推進するためには、恵まれた自然環境の保全に努めながら環境負荷ができる限り低減した循環型社会を形成していく必要がある。

本計画はこのような状況のなか、一般廃棄物の大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、かつ地域における容器包装廃棄物の 3R であるリデュース（廃棄物の発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）を推進することにより、最終処分量の削減と環境負荷の低減を図るために、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第 8 条に基づいて本町が行う具体的な推進方法と町民・事業者・行政それぞれが一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の 3R を推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ごみの排出抑制、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・全ての関係者が一体となった取組みによる環境負荷の低減
- ・環境教育の充実

3 計画期間

本計画の計画期間は令和 2 年 4 月を始期とする 5 年間とし、令和 4 年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトルを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
容器包装廃棄物	1,303 t	1,321 t	1,339 t	1,358 t	1,377 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、以下の方策を実施する。実施に当たっては、町民・事業者・行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

(1) ごみ減量のため町民・事業者・行政の連携体制の構築

・買い物袋の持参の促進

マイバッグ等の推進により、繰り返し使える買い物袋の持参を促進し、レジ袋の使用を削減する。

・簡易包装の促進

簡易包装やノ一包装への働きかけを推進し、包装紙等の使用を削減する。

・ごみを増やさない買い物の推進

使い捨て商品の購入を控え、繰り返し使用可能な容器に入った商品や詰め替え商品の販売・購入を促進し、容器等の使用を削減する。

・拠点回収・店頭回収の促進

リターナブル容器の販売店での回収と、スーパー・マーケット等で行われている紙パック・白トレー等の店頭での回収を促進する。

・ごみ・リサイクルに関するわかりやすい情報提供

「分別収集カレンダー」、「家庭ごみの分け方・出し方」及び「環境だより」等のパンフレットを作成・配付し、分別収集の周知徹底、環境への負荷の低減と資源・エネルギーの効率的な回収を図る。

(2) 循環型社会に向けた環境づくり

・環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、学校給食における

る牛乳パックの回収など、学校教育・生涯学習等と連携し、町民が幅広い年齢層で自発的に3R教育・学習を行えるよう支援していくとともに、ごみの減量に対する理解と関心を深め、取り組みを促すような3R教育・学習を推進する。

・ごみ処理に関する情報の共有化

町民・事業者・行政の三者におけるごみ処理に関する情報の共有化を図るために、職員が地域団体等に出向いて情報提供、情報交換を行う機会を拡充するほか、広報誌等でのPR、さが西部クリーンセンター等のごみ処理施設の見学会などの機会を活用し、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、処理経費の急増等、ごみ処理の厳しい状況についての情報を提供し認識を深めもらう。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、町民の協力度、収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	カン	
主として ガラス製の容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ビン
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	牛乳パック	
主として段ボール製の容器	段ボール	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙製の容器包装	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル	

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
 (法第8条第2項第4号)

	令和 2 年度		3 年度		4 年度		5 年度		6 年度	
主としてスチール 製の容器	7.3t		7.3t		7.2t		7.1t		7.0t	
主としてアルミ製 の容器	7.9t		7.8t		7.7t		7.7t		7.6t	
無色のガラス製容 器	(合計) 28.4t		(合計) 28.1t		(合計) 27.7t		(合計) 27.4t		(合計) 27.1t	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	28.4t	0t	28.1t	0t	27.7t	0t	27.4t	0t	27.1t	0t
茶色のガラス製容 器	(合計) 37.4t		(合計) 37.0t		(合計) 36.5t		(合計) 36.1t		(合計) 35.7t	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	37.4t	0t	37.0t	0t	36.5t	0t	36.1t	0t	35.7t	0t
その他のガラス製 容器	(合計) 14.7t		(合計) 14.5t		(合計) 14.3t		(合計) 14.2t		(合計) 14.0t	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	14.7t	0t	14.5t	0t	14.3t	0t	14.2t	0t	14.0t	0t
主として紙製の容 器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	3.6t		3.6t		3.5t		3.5t		3.5t	
主として段ボール 製の容器	30.2t		29.8t		29.5t		29.1t		28.8t	
主として紙製の容 器包装であって上記以外のもの	(合計) 6.3t		(合計) 6.2t		(合計) 6.1t		(合計) 6.0t		(合計) 6.0t	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	0t	6.3t	0t	6.2t	0t	6.1t	0t	6.0t	0t	6.0t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しようゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 32.5t		(合計) 32.1t		(合計) 31.8t		(合計) 31.4t		(合計) 31.0t	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	32.5t	0t	32.1t	0t	31.8t	0t	31.4t	0t	31.0t	0t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度（平成30年度）の分別基準適合物の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

平成30年度実績

(単位: t)

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集量
主としてスチール製の容器	7.5
主としてアルミ製の容器	8.1
無色のガラス製容器	29.0
茶色のガラス製容器	38.2
その他のガラス製容器	15.0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	3.7
主として段ボール製の容器	30.8
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	6.4
主としてポリエチレンテレフタレート(PET) 製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	33.2

また、人口変動率は一般廃棄物処理計画の人口推計値を基に、次のとおり設定した。

平成30年度 (基準年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
23,316人	22,836人	22,569人	22,302人	22,035人	21,768人
	97.94%	96.80%	95.65%	94.51%	93.36%

※上段：推計（平成30年度のみ実績値）

下段：対基準年度比

分別収集をする容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集段階	選別保管等 段階
主としてスチール製の 容器包装	カン	(白石・有明地域) 委託業者による定期回収 (福富地域) 公共施設拠点回収	委託業者
主としてアルミニウム 製の容器包装			
無色のガラス製容器	ビン	(白石・有明地域) 委託業者による定期回収 (福富地域) 公共施設拠点回収	委託業者
茶色のガラス製容器			
その他のガラス製容器			
主として紙製の容器包 装であって飲料を充て んするためのもの（原 材料としてアルミニウ ムが利用されているも のを除く）	牛乳パック	公共施設等拠点回収	指定業者
主として段ボール製の 容器包装	段ボール	公共施設等拠点回収	指定業者
主として紙製の容器包 装であって上記以外の もの	紙製の容器包装	公共施設等拠点回収	指定業者
主としてポリエチレン テレフタレート(PE T) 製の容器であって 飲料、しょうゆ等を充 てんするためのもの	ペットボトル	(白石・有明地域) 委託業者による定期回収 (福富地域) 公共施設等拠点回収	委託業者

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

当面は、町の委託業者の民間ストックヤード施設で選別、圧縮・保管する。

分別収集をする容器包装 廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理		
主としてスチール製の容器包装	カン	袋	2tハッカー 及び 2tトラック	民間処理業者 (選別・圧縮)		
主としてアルミニウム製の容器包装						
無色のがラス製容器	ビン	(白石・有明地域) 袋 (福富地域) プラスチックコンテナ	4t深ボディー	民間処理業者 (選別・保管)		
茶色のがラス製容器						
その他のがラス製容器						
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	牛乳パック	学校→袋 学校以外→縛る	4t深ボディー	民間処理業者 (圧縮・梱包)		
主として段ボール製の容器包装	段ボール	縛る				
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙製の容器 包装					
主としてポリエチレンテレフタート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル	袋	2tハッカー	民間処理業者 (圧縮・梱包)		

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・町民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、町民や事業者、行政からの委員で構成された環境保全推進協議会を設置し、推進体制を整備する。また、地域リサイクル活動を推進していくため、環境保全推進員制度を導入し、拠点回収所に資源ごみの分別を手助けする指導員を1人ずつ配置する。
- ・各地区の駐在員、各団体等地域住民の協力を得て行う資源物回収については、報償費支給等の支援をし、資源物の有効利用とともに分別収集の意識の向上に努める。